

発 監 理 第 3 0 号  
令和元年8月23日

東亜道路工業株式会社  
代表取締役 森下 協一 様

七尾市長 不 嶋 豊 和

指 名 停 止 通 知 書

この度、貴社が独占禁止法に違反する行為を行ったことは誠に遺憾であります。よって、下記のとおり指名停止を行うこととしたので通知します。

今後はかかる事態が生ずることのないよう充分注意してください。

記

1 指名停止の期間	令和元年8月23日から 1箇月 令和元年9月22日まで
2 指名停止の理由	アスファルト合材の製造販売業者が、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、令和元年7月30日、公正取引委員会は違反事業者を公表し、排除措置命令及び課徴金納付命令を行ったことを発表した。 違反事業者には、東亜道路工業株式会社が含まれており、このことは、七尾市入札参加者の指名停止に関する要綱別表第2第8号に該当すると認められるため、指名停止とする。